

令和5年9月12日
中国四国産業保安監督部

不適切な電気工事について（注意喚起）

中国四国産業保安監督部は、当部管内の認定校^{注)}において、最大電力500kW未満の自家用電気工作物であったにも係わらず、電気工事士法の規定に基づく資格を持たない学校関係者及び生徒が、修繕や授業の一環で校舎内の電気工事を行っていたことを確認しました。

最大電力500kW未満の自家用電気工作物において電気工事を行う場合は、電気工事士法第3条の規定に基づき、第一種電気工事士又は認定電気工事従事者（600V以下で使用する設備に限る）の資格が必要となりますが、当該認定校では第二種電気工事士の資格のみを有する学校関係者及び生徒が、校舎内において配線接続を含む照明器具の取替工事を行っていました。このように必要な資格を持たない者が電気工事を行うことは、電気工事士法第3条第1項の規定に違反することとなります。

この事実を踏まえ、当部は、当該認定校に対し電気工事士法の遵守を徹底するよう口頭注意を行うとともに、当部管内の全ての認定校に対し、電気工事士法の遵守を徹底するよう注意喚起を行いました。

自家用電気工作物設置者、一般用電気工作物設置者におかれましても、電気工事士等の資格と作業可能な範囲について改めてご認識いただき、必要な資格を持たない者が電気工事を行うことがないよう、電気工事士法等の関係法令遵守の徹底をお願いします。

注) 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項の規定に基づき認定を受けた教育施設。所定の科目を修めて卒業し、電気工作物の工事、維持、運用に係る実務の経験を一定期間有した場合、電気主任技術者免状の交付を受けることができる。

本件に関する問い合わせ先
中国四国産業保安監督部 電力安全課
電話 082-224-5742

電気工事士の作業範囲と資格取得条件について

電気工事士等の資格と作業範囲

自家用電気工作物					一般用電気工作物等 (一般用電気工作物・ 小規模事業用電気工作物)
発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路、保安通信設備	最大電力 500kW 未満 の需要設備 等				
	ネオン設備	非常用予備発電装置	600V を超える設備	600V 以下で使用する設備 (電線路に係るものを除く。)	
規制対象外	特種電気工事資格者 (ネオン工事)	特種電気工事資格者 (非常用予備発電装置)	← 第1種電気工事士	第1種電気工事士	← 第2種電気工事士
			← 認定電気工事従事者	認定電気工事従事者	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> この作業範囲は、 第2種電気工事士の 資格では、電気工事 はできません。 </div>		

第一種電気工事士と認定電気工事従事者の資格取得条件

資格	認定要件 (各項目のいずれの要件でも良い)
第一種電気工事士	① 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し3年以上の実務経験を有する者
	② ①と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者
認定電気工事従事者 認定証	① 第一種電気工事士試験に合格した者
	② 第二種電気工事士免状の交付を受け、かつ、交付後電気に関する工事に関し3年以上の実務経験を有し、又は認定電気工事従事者認定講習を修了した者
	③ 電気主任技術者の免状の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者の資格を有し、かつ、認定電気工事従事者認定講習を修了、又は電気工作物の工事、維持もしくは運用に関し3年以上の実務経験を有する者